

9. 点検・評価等

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施（レベル I）



〔現状の説明〕

自己点検・評価のための組織体制及びその実施について、「学教法」第109条第1項は、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（括弧内省略。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施」することを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第2条第1項で、専門職大学院は、教育研究の向上をはかり、その設置目的を達成するため、自ら点検・評価を行うことを定めている（資料9-1-1）。また、内部質保証の方針として「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」の2つの視点（制度）により、大学の質を自ら保証し、高めていくことを明確にしている（資料9-1-2）。

これらを踏まえ、本法科大学院では、全学的な実施体制の下で、以下のとおり自己点検・評価を実施している。

(1) 実施体制

本学では、「大学評価に関する規程」（資料9-1-3）に基づき、全学的な自己点検・評価の体制を整備している。大学評価に関する重要事項を審議・決定するため、大学執行部である部局長会の下に全学大学評価会議を設置し（同規程第10条）、その下に大学評価に関する具体的な業務を担う大学評価委員会を設置している（同規程第14条）。さらにその下に、各組織の自己点検・評価委員会を設置し、日常的な評価・改善活動を行うことができる体制を整えている（資料9-1-5 [p.7]）。

上述のような全学的な体制を踏まえ、本法科大学院としては、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」（資料9-1-4）第1条に基づく「法科大学院自己点検・評価委員会」を設置しており、研究科内の取り組みについては同委員会が所管している。

(2) 実施内容

実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」及び「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の2制度を2011年度から毎年度実施している。法科大学院に関しては、前者の制度に該当する自己点検・評価を大学の機関である法科大学院及び事務組織である法科大学院教務課で実施している（資料9-1-5 [p.7]）。

なお、後者の教員個人を対象とする制度については、評価の視点3-18を参照されたい。

(3) 評価項目

大学の機関である法科大学院についての自己点検・評価に係る項目としては、「龍谷大学の自己点検・評価制度について<実施要領>—2013年度版—」（資料9-1-5 [pp.1-2]）に基づき、以下の10の基準に関する計125項目を設定している（資料9-1-6）。

- 基準1 理念・目的及び教育目標（5項目）
- 基準2 教育の内容・方法・成果等（48項目）
- 基準3 教員組織（19項目）
- 基準4 学生の受け入れ（17項目）

- 基準5 学生生活への支援（6項目）
- 基準6 施設・設備、図書館（10項目）
- 基準7 事務組織（5項目）
- 基準8 管理運営（6項目）
- 基準9 点検・評価等（5項目）
- 基準10 情報公開・説明責任（4項目）

上記の項目は、自己点検・評価の積み重ねを法科大学院認証評価での報告書・データ作成につなげるという観点から、貴協会の「法科院基準」に基づき設定している。

他方で、事務組織である法科大学院教務課の評価項目としては、研究科の理念・目的の実現に向けた3つの評価項目の適切性に関する計9項目の点検項目を設定している。3つの評価項目とは、「学生支援・対応」、「教員支援・協働」及び「広報活動」である（資料9-1-7）。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価のための組織体制及び実施に係る点検・評価については、以下のとおりである。

組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。また、当該委員会は、全学組織である「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。

評価の実施に当たって法科大学院では「法科院基準」に基づく点検・評価項目を設定しており、法科大学院教務課では、学生、教員及び広報という3つの柱の下で、体系的な点検項目を独自に設定している。実施方法についても大学評価支援室が作成する実施要領により、組織的・継続的な実施が可能となる手法が確立している。

以上のことから、「学教法」第109条第1項及び「法科院基準」に照らして適切である。なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料9-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料9-1-2 龍谷大学「龍谷大学内部質保証のあり方について」2011年3月24日 部局長会承認【巻末リストJ008】
- 資料9-1-3 「大学評価に関する規程」2003年11月27日制定【巻末リストA007】
- 資料9-1-4 「法科大学院自己点検・評価委員会内規」2011年6月8日制定【巻末リストA027】
- 資料9-1-5 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について<実施要領>—2013年度版—」2013年5月【巻末リストJ007】
- 資料9-1-6 龍谷大学「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート<法科大学院>（様式）」2013年5月【巻末リストJ003】
- 資料9-1-7 龍谷大学「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート<学部教務課>（様式）」2013年5月【巻末リストJ004】

9-2 自己点検・評価の結果の公表（レベルI◎）

[現状の説明]

自己点検・評価について、「法科院基準」は、「学教法」第109条第1項の規定を踏まえ、自己点検・評価の結果を広く公表することを求めている。また、「ホームページ等を通じて一般に公開され、自由に閲覧することが可能となっているかに留意する」ことについても求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については、以下のとおりである。

本学の自己点検・評価結果の公表については、全学大学評価会議にて審議し、その内容及び範囲を決定している。現在は、全学的な課題の一覧をwebサイトに公表している。

また、2009年度認証評価に当たり、自己点検・評価の結果をまとめた「点検・評価報告書」及び「法科大学院基礎データ [様式4]」⁴⁾については、webサイトに公表している(資料9-2-1)。

[点検・評価 (長所と問題点)]

本学が独自に実施している自己点検・評価の結果は、全学的な課題の一覧をwebサイトに公表している(資料9-2-1)。また、2009年度認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。

以上のことから、「学教法」第109条第1項及び「法科院基準」に照らして適切である。なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料9-2-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「自己点検・評価報告書の公表について」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html> 最終アクセス：2014/03/20【巻末リスト M002】

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備(レベルⅠ〇)

[現状の説明]

評価結果等に基づく改善・向上に関して、「法科院基準」は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備していることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、自己点検・評価については、大学評価支援室が策定する実施要領に基づき、以下のとおり実施することで対応している(資料9-3-1 [pp. 1-2])。

- ① 法科大学院は、「法科大学院自己点検・評価委員会」の統轄の下、自らあらかじめ設定した評価項目・点検項目に基づいて前年度の自らの活動を点検・評価し、活動状況、成果及び改善課題等を基準ごとに「自己点検・評価シート」にまとめる。
- ② 「自己点検・評価シート」にまとめられた点検・評価結果については、大学評価委員会による評価を経て、全学大学評価会議で最終的な学内評価が行われる。その結果については、「改善勧告」、「努力課題」又は「留意点」の提言が付され、法科大学院にフィードバックされる。
- ③ 「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出する。

また、法科大学院認証評価で「勧告」及び「助言」があった場合にも、その指摘事項について、どのように改善に努めているかを全学大学評価会議に対して、毎年度、報告する仕組みを構築している。

⁴⁾ ただし、「法科大学院基礎データ [様式4]」のうち、個人に係る情報を含む表(表7及び表10)については公表していない。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価又は認証評価の結果、改善課題が明らかになった場合には、全学大学評価会議が法科大学院に対する改善状況報告を求め、フォローアップを行う体制が構築されている。このような体制は、「法科院基準」に照らして適切であると評価できることから、長所であると自負している。

[将来への取り組み・まとめ]

全学の質保証システムの中で、今後も継続的な点検・評価と改善に努める。

[根拠・参照資料]

資料9-3-1 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について<実施要領>—2013年度版—」2013年5月【巻末リストJ007】

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応（レベルI O）

[現状の説明]

評価結果等に基づく改善・向上に関して、「法科院基準」は、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けていることを求めている。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応していることについても求めている。

これらの点に関して、本法科大学院ではいずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。

(1) 自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、「自己点検・評価シート」に対する全学大学評価会議による評価の結果、「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出することになっている（資料9-4-1）。

このような仕組みの下、2012年度の活動を評価対象として2013年度に実施した自己点検・評価では、法科大学院として2件の「努力課題」と22件の「留意点」の指摘を受けている（資料9-4-2）。指摘を受けた2件の「努力課題」については、いずれについても2013年12月に「改善計画書」（資料9-4-3）を提出して改善に取り組み、2014年3月には「改善報告書」（資料9-4-4）を提出している。

(2) 認証評価機関からの指摘事項への対応

貴協会による「2009年度認証評価結果」の指摘への対応については、表36のとおりである。2009年度には5項目の「勧告」及び12項目の「問題点」を指摘されており、そのうち、勧告の第1項目については、2012年度まで毎年、開講状況及び検討状況に関する報告書を提出した。また、それ以外の項目についても改善に取り組み、2012年7月には「改善報告書」を提出した。この報告に対しては、2013年3月に「改善報告書検討結果」としてのフィードバックを受けており、「勧告」の第3項目及び「問題点」の第6項目については、改善が不十分である旨、指摘を受けている（表36）。

これらの事項に対するその後の改善状況については、本報告書の評価の視点2-26及び2-34を参照されたい。

表 36 「2009年度認証評価結果」への対応状況一覧

項目	区分	指摘等内容
勧告1 評価の視点 2-3、2-11	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「講義と演習の一体化」という構想のもと、1単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目は、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも予想される。 ・今後も1単位科目として維持するのであれば、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい。 ・開講状況及び検討状況をまとめた報告書を、2014年度まで毎年提出されたい。
	2010年度 検討結果 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・授業担当者から開講状況に関する報告を文書で求め、教務委員会で検証した結果、現時点で問題はないことを再確認した。 ・ただし、将来の「運用」をも含めた制度的な担保措置を確実に講じるためには、抜本的な見直しが必要との結論に至った。 ・当面の対応として、対象科目のシラバス等に、「本演習は、一単位科目である。そのことに留意して、ゼミ参加者に過剰な負担となることは極力回避する。」旨の文言を挿入した。
	2010年度 検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・検討状況について一定の取組みが認められると判断される。 ・ただし、現段階での措置は当面の対応であり、カリキュラム改革を検討中とのことであるので、推移を見守る。 ・引き続き次年度も検討結果報告書等の提出を要請する。
	2011年度 検討結果 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度以降入学生を対象とする1単位演習科目の2単位化を含むカリキュラム改革を決定した。 ・2010年度に「当面の対応」として実施したシラバス等の「注意書き」については、2011年度も継続した。 ・授業内容に関する検証も継続しており、各科目が1単位科目としてふさわしい内容であることを確認した。
	2011年度 検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・開講状況は、「講義と演習の一体化」という構想に大きく違背しており、認証評価結果の要請に応えるものとは認めがたい。 ・しかし、他方で、1単位の演習科目については、2単位化することが機関決定されていることを確認できた。 ・したがって、今後も1単位演習科目の開講状況及び2単位化の履行状況を見守りつつける必要があるものと判断し、次年度も検討結果報告書等の提出を要請する。
	2012年度 検討結果 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・新カリキュラムの導入により、2012年度入学生から1単位演習科目を二単位化した。 ・2011年度以前の入学生に対しては、従来からの対応措置を講じつつ、開講を継続せざるを得なかった。

	2012 年度 検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 2012 年度入学生から 1 単位演習科目が廃止され、法律基本科目群の演習科目は、いずれも 2 単位化されている。 2011 年度以前の入学生を対象とする 1 単位演習科目の開講は、2013 年度前期をもって終了する見通しである。 したがって、問題はおおむね改善されたと判断し、次年度以降は「検討状況報告書」の提出を要請しないこととする。 2010 年度以降、1 単位演習科目と対応関係にある講義科目との開講時期の齟齬は次第に大きなものとなり、それが最後まで収束しなかったことは遺憾である。今後は、中・長期的な視座に立ち、カリキュラムを適切に編成されたい。
勧告 2 評価の視点 2-12	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 各年次に履修登録できる単位数の上限設定について、夏期休暇中の集中講義及び春期休暇中の法務研修を対象外としている点は適切でない。 各年次の履修登録単位数に含めるなどにより改善されたい。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 2012 年度入学生から「法務研修」及びサマーセッション（夏期集中講義）等を年間登録制限単位数に含めた。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 適切に改善がなされたものと判断される。
勧告 3 評価の視点 2-12	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> シラバスの項目立てについて、科目によって差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、授業計画の明示を徹底されたい。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> シラバス原稿の作成を依頼する際には、授業計画を詳細に記述することを徹底した。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> シラバスの「講義概要」部分の項目立てについては共通化が図られるという改善がなされた。 しかし、「授業計画」欄においては未だ統一性を欠き、指摘事項の改善は不十分であるといわざるをえない。 次回認証評価時に改訂後のシラバスの報告を求める。
勧告 4 評価の視点 2-23	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目での 1 クラスの学生数が、適正数を大幅に上回る状況はおおむね解消したものの、59 人の学生数を抱えるクラスも依然として存在するため、今後とも適切な対応を講じられたい。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数が基準を超えることが予想される場合には、複数クラスを開講するなどの措置を講じた。 その一方で、少人数教育を徹底するための抜本的な方策として、2010 年度及び 2011 年度に入学定員を削減した。 その結果、2010 年度には、受講者数が 50 人を超えた科目は、「民事訴訟法Ⅱ」（57 人）のみとなり、2011 年度以降は受講者数が 50 人を超える科目は生じなかった。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 改善が適切になされているものと判断される。
勧告 5 評価の視点 4-2	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 入学者選抜に際し、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績も「自己推薦書」の記載事項の 1 つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年度版「入試要項」からは、記入事項の例示から、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績を除外した。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 改善が適切になされているものと判断される。

問題点 1 評価の視点 2-1	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置付けるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など）に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」の分野を、実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群に変更した。 他方で、各科目を4つのジャンルに分ける方針については変更せず、それらを統合する上位概念を規定することによって、単一科目としての科目内容を明確化した。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を「理論と実務を架橋する」法科大学院教育の＜潤滑油的存在＞として位置付け、4つのジャンルを統合する上位概念を明確化し、同科目を実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群へ移動させるなど、改善への取組みがなされたことが認められる。 しかし、その結果、全学年を対象に新たに「法務演習Ⅲ」及び「法務演習Ⅳ」が設置され、「ホームルーム的性質」を有する科目として変容を遂げており、上記のような上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている。 ただし、いずれにしても、同科目が随意科目であるという性格に鑑みれば、特に問題とすべき点はないものと判断される。
問題点 2 評価の視点 2-1	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・隣接科目に分類されている「家族と法」については、実施内容が適切であるか検討の必要がある。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年度入学生から「家族と法」を廃止し、従前の入学生に対しては休講とした。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 改善が適切になされているものと判断される。
問題点 3 評価の視点 2-11	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件単位数が 100 単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 2012 年度入学生から修了要件単位数を 4 単位減じて 96 単位とする方針を定めた。 しかし、これに加え、「2009 年中教審報告」が提言した 1 年次配当の法律基本科目の 6 単位増にも対応した結果、最終的には、「100 単位－4 単位＋6 単位＝102 単位」となった。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項の改善に向けた取組みはなされているものと認められるものの、学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる。
問題点 4 評価の視点 2-11	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 修了認定基準ポイント制度については、「履修細則」に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 修了認定基準ポイント制度については、2009 年度から、その根拠を「履修細則」に定めた。 2010 年度入学生からは、ポイント制に代えて GPA 制度を導入しており、この制度についても「履修細則」にその根拠を定めた。
	2012 年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 改善が適切になされていると判断される。
問題点 5 評価の視点 2-21	2009 年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方に基づき、1 年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる。
	2012 年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 入学定員を 2010 年度及び 2011 年度入学生に削減し、双方向・多方向性を確保しやすくなる環境を整備した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・双方向・多方向型授業の実施にかかる講義科目と演習科目との役割分担についても見直しを図った。 ・双方向・多方向型授業の実施に係る各教員の工夫について、FD活動を通じて組織的共有を図った。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・改善への積極的な取組みがなされているものと判断される。 ・なお、「授業アンケート」によれば、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部にあることから、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、検討や工夫が望まれる。
問題点6 評価の視点 2-26	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目の演習科目については、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目が見られるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・学期ごとに科目別の成績分布一覧表を作成し、教授会で配付する取り組み及びFDでの検証を継続して行った。 ・法律基本科目の演習科目について、受講者のうち90%以上の学生がA以上の評価を受けた科目の割合は、2008年度の69.2%から2011年度には30.8%に低下した。 ・厳格な成績評価を行う上で、授業運営に制約のある1単位演習科目を2012年度入学生から廃止した。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な成績評価に向けた取組みがなされ、受講生の90%以上がA以上の評価を受けている科目の割合を減らしてきた。 ・しかし、2011年度の「民法演習Ⅱ」「民法演習Ⅲ」「商法演習Ⅰ」では、必修科目であり、かつ、受講生が20人以上であるにもかかわらず、これが100%（全員がA以上）となっている。 ・これらの科目でも適正な成績分布となるよう評価することは可能であり、適切な取組みがなされているとは認められない。 ・また、1単位の法律基本科目群の演習科目の廃止・内容の見直しによる改善の効果については、今後の検証が必要である。 ・とりわけ、2011年度以前入学生に対して実施される法律基本科目の1単位科目については、さらなる検討が望まれる。 ・複数の必修科目において90%以上がA評価という状態は、GPA制度導入の意味を希薄化させてしまう可能性が指摘されることから、今後もより一層の検討が必要である。
問題点7 評価の視点 3-9、3-11	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年度から2011年度末までに9人の退職者が生じたのに対して合計5人を採用した。 ・退職者の後任を非補充とする場合は、法令上の不備を生じさせない場合のみとし、非補充とする場合には、兼担又は兼任教員を配置又は同じ分野に属する専任教員の担当科目の見直しによって対応した。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね適切に対応がなされたものと認められる。 ・なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。
問題点8 評価の視点 4-8	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・法学既修者認定試験の合格基準点が公表されていないため、改善が望まれる。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会で、2014年度入試からは「既修コース型入試」の合格基準点を公表することを決定した。

	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・改善が適切になされているものと判断される。 ・次年度入試から合格基準点が適切に公表されることを期待したい。
問題点9 評価の視点 4-11	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・定員30人に削減後も社会人選抜制度等の多様な入学者確保の理念は維持するとのことであるが、法学既修者の入学増加へ向けた制度改定もあり、理念をいかに維持するかが課題となる。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年度入試から社会人枠は設けないことにしたが、出願時に提出する「自己推薦書」の採点に際して「社会人としての経歴や技能を積極的に評価」することとし、社会人の受入れに配慮している。 ・社会人を含む多様な人材を受入れようとする理念については維持しており、このことは、2013年度版「龍谷大学法科大学院パンフレット」にも明記している。 ・社会人の受入比率は、制度変更後も低下していない。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人を含む多様な人材を受け入れようとする貴法科大学院の理念が堅持されているものと判断される。 ・なお、今後も多様な入学者確保に向けて、一定割合以上の社会人の入学がなされるよう配慮していくことが期待される。
問題点10 評価の視点 5-3	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的困難を抱える者に対する学費減免等の措置など、学生に対する経済的支援策を一層拡充する必要がある。 ・特に、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の両方の同時の申込みが原則として認められないとの運用については、同時申し込みを認める方向で改善することが望まれる。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・両方の同時の申込みが原則として認められないとする「日本学生支援機構奨学生龍谷大学推薦選考内規」の規定については変更しなかったものの、例外的に同時申込みに対応可能とした。 ・学費の減免については大幅な拡充を図った。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・学費の大幅な引き下げや、独自の奨学金制度の設置等により、経済的困難を抱える学生に対する経済的支援策の拡充に努めてきたことが確認でき、この点は評価することができる。 ・ただし、指摘した問題点については、やや改善されて例外的に認められることとなったことが確認できるが、これを原則的に認めることについても引き続き検討することが望まれる。
問題点11 評価の視点 9-1	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価活動自体の意義付け・実施形態等で、なお不十分であり、恒常的な自己点検・評価のために、独自の評価項目の設定及び検証・改善のための手法を開発する必要がある。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備された全学的制度を活用することで、自己点検・評価活動自体の意義付けを明確化するとともに、実施形態を確立し、恒常的な自己点検・評価のための評価項目の設定および検証・改善のための手法開発を行った。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね改善がなされているものと判断される。 ・なお、今後は、恒常的な自己点検・評価の実施や、内容の充実に向けた更なる取組みがなされることが望まれる。
問題点12 評価の視点 10-2	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・検討段階にある情報公開規程について、今日の状況に沿った情報公開規程が着実に作成・公表されることを期待したい。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月に全学の規程である「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」が制定・公表された。 ・法科大学院では、これらの規程及び細則にもとづき情報公開・情報公表を行っており、独自の内規の制定にも着手している。

	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 概ね改善がなされているものと判断される。 なお、独自の内規を制定すべく、検討を継続しているとのことであり、着実に制定・公表されることを期待したい。
問題点 13 評価の視点 10-2	2009年度 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 入学が決定していない時点で、入試合格者の氏名・住所という重要な個人情報を本人の同意もなく、第三者である保護者会等の関係団体に提供することは、個人情報保護の観点から問題であるため、入学手続者に限定し、かつ本人の明示的な同意を得た上で行うなど、改善が求められる。
	2012年度 改善報告	<ul style="list-style-type: none"> 改めて確認した結果、関係団体への情報提供に同意しない場合は、入学手続書類の中にある連絡ハガキにより、情報提供を停止させることができることとしていたことが判明した。 上記の取扱いについては、合格者への送付書類で周知しており、ホームページの「プライバシーポリシー」でも明示していることも判明した。
	2012年度 検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 改善がなされているものと判断される。

出典) 資料 9-4-5、資料 9-4-6、資料 9-4-7、資料 9-4-8、資料 9-4-9、資料 9-4-10、資料 9-4-11 及び資料 9-4-12 に基づき作成。

(3) その他

認証評価機関以外からの指摘への対応については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の第3ワーキング・グループからの指摘に対する対応が挙げられる。

同ワーキング・グループは、「2009年中教審報告」を踏まえた各法科大学院の取り組みをフローアップすることを目的としており、2010年1月に公表された第1回の調査結果では、本法科大学院については、入学者選抜での競争倍率が低い点及び司法試験の合格状況が厳しい点について指摘を受け、継続的にフォローアップを実施することとされた。また、2010年度入試の競争倍率が1.06倍であった(評価の視点4-4)ことから、2010年度9月に結果が取りまとめられた第2回の改善状況調査でも、競争性の確保等に係る指摘を受けた。これを踏まえ、2011年度入試では、定員削減、既修コースの開設及び学費・奨学金制度の改訂などの改革を行った(評価の視点4-15)。その結果、2011年1月に公表された第3回の調査結果では、入学者選抜での競争性については、一定程度改善が見られるとの評価を受けた。しかし、この状況が継続するか改善の取り組みの在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要があるとの指摘についても受けた。他方で、2010年度入学生からは、成績評価の厳格化に向け、GPAを活用した進級・修了認定制度を導入した。また、再試験制度については廃止した。その結果、第3回調査結果では、カリキュラム改革や成績評価の厳格化についても、一定程度改善の取り組みが行われているとの評価を受けた。その一方で、修了認定の在り方については、検証が必要であるとの指摘を受けた。

2011年6月からは、第3ワーキング・グループを引き継いだ「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」によるフォローアップを受けている。本法科大学院では、2010年度入試から入学者選抜での適性試験の活用に関し、全国平均の70%をめどとする最低基準点を設定していた(評価の視点4-8)。2011年9月に取りまとめられた第4回の調査結果では、この点が問題点として指摘された。2012年3月に結果が取りまとめられた第5回の調査でも、入学者選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるとしながらも、入学者選抜の厳格化についての取り組みを一層厳格に実施する必要があるとの指摘を受けた。また、GPA制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要があるとの指摘を受けた。

これらの指摘のうち、適性試験の取扱いについては、2013年度入試から下位15%を基準とする最低基準点を設定し、競争倍率でも2倍以上を確保したことから、第6回の調査に

については対象外となった。また、2012年度入学生からは、「共通到達目標」に対応した「12カリキュラム」を導入した。しかし、2013年1月に公表された第7回の調査結果では、入学者選抜における競争倍率2倍を守っているなど一定の改善に向けた努力がなされているが、改善に向けた具体的な取り組みが進んでいるとは言い難く、これまでの取り組みが成果に結びつくのか注視するとの評価を受けている。また、この間、司法試験の合格状況について、厳しい状況が続いていることについては、継続して指摘を受けている。

第8回以降については調査の対象とはなっていない。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれも改善方策を講じており、「法科院基準」に照らして適切な努力を行っているものと認識している。その一方で、司法試験の合格状況について、厳しい状況が継続している点については、大きな問題点としてとらえている。

[将来への取り組み・まとめ]

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項に対しては、引き続き、法科大学院自己点検・評価委員会を中心に、教務委員会、FD委員会などの各種会議体と連携し対応する。司法試験合格者数及び合格率の向上に関しては、教授会の下、更なる教育改善と学生指導の強化を行う。

[根拠・参照資料]

- 資料9-4-1 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について<実施要領>—2013年度版—」2013年5月【巻末リストJ007】
- 資料9-4-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 自己点検・評価結果（対象年度：2012年度）」2014年3月【巻末リストJ009】
- 資料9-4-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 自己点検・評価 改善計画書」2013年12月【巻末リストJ010】
- 資料9-4-4 龍谷大学法科大学院「2013年度（対象年度：2012年度）自己点検・評価 改善報告書」2013年3月【巻末リストJ011】
- 資料9-4-5 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料9-4-6 龍谷大学法科大学院「2010(平成22)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2010年10月【巻末リストJ012】
- 資料9-4-7 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2011年3月【巻末リストJ013】
- 資料9-4-8 龍谷大学法科大学院「2011(平成23)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2011年10月【巻末リストJ014】
- 資料9-4-9 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2012年3月【巻末リストJ015】
- 資料9-4-10 龍谷大学法科大学院「2012(平成24)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2012年10月【巻末リストJ016】
- 資料9-4-11 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2013年3月【巻末リストJ017】
- 資料9-4-12 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

評価の視点9-3で既述したとおり、本法科大学院が実施した自己点検・評価については、大学評価委員会が第三者的立場から評価を行い、最終的に学長が議長を務める全学大学評

価会議で評価が決定される。この際、改善すべき点として明らかになった課題については、「改善勧告」、「努力課題」、「留意点」の提言を付して当該組織にフィードバックする。その内、「改善勧告」と「努力課題」となった課題については、何時までに、何を、どのように実施するかについて記述する「改善計画書」の提出が求められる。その後、改善を終えた際に、改善状況を示す具体的な根拠とともに、「改善報告書」を提出する制度となっている。

[点検・評価（長所と問題点）]

上述のような仕組みを導入していることにより、点検・評価の結果を着実に改善に結びつけられるようになっており、このことは本法科大学院ならではの取り組みであるとともに、長所であると自負している。

[将来への取り組み・まとめ]

自己点検・評価のフィードバックに係る仕組みを維持するとともに、継続的な改善に向けて努力する。